

東京都知事

小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会  
会長 杉 浦 賢 次

## 要 望 書

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図りながら、社会経済活動が正常化に向かっています。2022年8月の月例経済報告書（8月25日内閣府発表）では、日本経済の基調判断を「緩やかに持ち直している」とし、「先行きについては…景気が持ち直していくことが期待される」としています。一方で、原材料やエネルギーの価格上昇、急速な円安進行による物価上昇が企業活動と家計へ影響を及ぼしています。政府は同年10月28日、物価高・円安対応や成長産業へ労働移動を促す学び直し支援などの総合経済対策を閣議決定しました。

2022年4-6月期の実質GDP（9月8日内閣府発表、第2次速報値、季節調整値）は544.02兆円、成長率は、民間最終消費支出が前期比1.2%、設備投資も前期比2.0%のプラスとなり、前期比0.9%、年率3.5%のプラスとなりました。但し、コロナ禍前の2019年同期557.29兆円までには回復していません。

東京都の2022年4-6月期平均の完全失業率（総務省「労働力調査」）は2.8%で、前年同月比1.0ポイントの低下となりましたが、2019年同期の2.4%より高い状況です。また、東京都の2022年6月の有効求人倍率（厚生労働省）も1.44倍と回復傾向にはありますが、2019年水準の2.1倍までは回復していません。

経済の自律的回復と成長に向けた施策、誰もが安心して就労し生活するための支援策が重要です。

連合は、誰もが公正な労働条件のもと望む働き方を通じて社会に参加し、社会的・経済的に自立し、相互に支え合う「働くことを軸とする安心社会」「持続可能で包摂的な社会」の実現に取り組んでいます。連合東京は、働く者、生活者の立場から、東京都に対して下記のとおり要望します。都の施策に反映いただけますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 雇用安定と生産性向上のための職業能力開発の強化

日本では長年にわたり「人への投資」が減り、企業の能力開発費の割合は、主要先進国に比べ突出して少ない状況です。1990年代の半ば以降、日本の労働生産性と国民1人当たりのGDPは、OECD加盟国のうち下から3分の1程度まで低下し続け、賃金も上昇せず、経済の低迷が続いています。経済の自律的回復と成長には、雇用の安定、生産性の向上、適正な労働分配率、労働者の所得向上、消費拡大が必要であり、職業能力開発は雇用の安定、生産性の向上に有効です。企業の能力開発費の割合が下がり続け、公共の職業能力開発施策・事業の重要性が増しています。以下のとおり、職業能力開発施策・事業の強化を求めます。

- (1) 第11次職業能力開発計画の重点施策である有期雇用労働者、中小企業労働者を対象とする施策・事業、業界と連携したDXやGXの人材育成、人手不足の業種・職種の人材育成を強力に推進するとともに、効果的な施策・事業を拡充する。
- (2) DXやGXの推進において、産業構造の転換に伴う失業や労働条件の悪化など、予見される労働者への負の影響を最小限にとどめるため、職業訓練、失業なき労働移動や再就職支援、住居・生活支援といった労働の「公正な移行」が必要となる。そのために、まず、関係当事者との対話・協議を行い、負の影響を予測した上で、必要な質・量の職業訓練を早期に実施する。
- (3) 社員の教育訓練等を行う民間企業に対して積極的に助成する。
- (4) 事業の利用促進のため、職業訓練等のメニューの充実、土日・夜間事業と訓練指導員の増員、

実践的かつ実効性ある短時間・短期間のプログラム、オンライン講習、オンデマンド配信など、事業の利便性を高める。特に、経済的・時間的制約等がある女性、就職氷河期世代、若者等が利用しやすい職業訓練や資格取得等のメニューを充実する。

- (5) 職業能力開発や職業訓練等を真に必要とする者が確実にそれらを利用できるよう、国のハローワーク、都しごとセンター、区市町村の関係部局と連携し、求職者をそれらの利用へと誘導する。また、都の生活支援等の各種WEBサイト、SNS、テレビCMなど様々な媒体を活用し、戦略的に情報を届ける。

## 2 生活困窮者の就労・生活支援の強化

女性、就職氷河期世代、若者、外国人労働者等の生活困窮者、困難を抱える人が社会とつながり、安心して就労し生活を送るため、東京都と区市が連携した重層的かつ伴走型の就労・生活支援の強化が必要です。以下のとおり、区市の生活困窮者自立支援事業への支援強化を求めます。

- (1) 生活困窮者自立支援事業の包括的かつ伴走型の実施体制の強化、部局横断的な重層的支援事業に必要なソーシャルワークスキルのあるコーディネーターの確保のため、都から区市への財政支援を拡充しつつ、引き続き、国に対して区市への財源確保を要望する。
- (2) 就労支援事業を支援するため、都が率先して都内の経済団体、各種業界団体、ソーシャルファームを含む事業者と連携して、当事者とのマッチングが期待できる就労先を開拓し、当該情報の共有・紹介を行う。
- (3) 事業の充実のため、全区市の事業に共通して適用できる事業のアウトカム評価の明確な指標および評価方法の指針を策定するとともに、実践例の情報共有を行う。
- (4) 就労支援専門員に対する研修やその配置に対する補助を行う。
- (5) 都の職業訓練事業と区市の就労支援事業の連携を強化する。

## 3 労働問題の解決促進

労働相談・情報センターによる労働相談、労働教育講座の充実を求めます。また、ハラスメント、不当な解雇・雇止め等の問題解決を重要課題に位置づけ、労働相談および事業主・使用者への法制度周知の強化を求めます。

## 4 主権者教育等の充実と学校教職員の多忙解消

若年者の低投票率、アルバイト先での労働問題、成人年齢の引き下げに伴い懸念される消費者被害など、高校生が在学中に実社会で直面する問題への対応力を育む必要があります。また、引き続き、学校教職員の長時間労働の是正が必要です。具体的には、以下の施策を求めます。

- (1) 高等学校において、専門家等のゲストティーチャーの活用や生徒と家庭にとって解りやすい教材の充実を図り、主権者教育、ワークルール教育、消費者教育を充実する。
- (2) 小中学校教職員の多忙を解消するため、国に対して教職員定数増を求めるとともに、区市町村に対する補助を拡大し、事務作業を行うスクール・サポート・スタッフを各校3名へ増員する。また、学校生活支援型のスクール・サポート・スタッフについて、モデル事業の効果検証を踏まえ全校へ配置する。

## 5 「公労使会議」の開催と施策の実践

「公労使会議」を開催し、公労使が一体となり取り組むべき課題として、職業能力開発と就労のマッチング支援、労働の「公正な移行」について協議し、施策等を共に実践していくとともに、具体的な施策について、実務者レベルにて協議や意見交換を行うことを求めます。

以上